

平成二十六年六月二十七日受領  
答弁 第二四六号

内閣衆質一八六第二四六号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員長妻昭君提出法人税を納税していない一方、多額の政治献金をしている会社に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出法人税を納税していない一方、多額の政治献金をしている会社に関する質問  
に対する答弁書

お尋ねの「法人税の納税がなかった会社が・・・政治献金をしたケース」については、会社の納税状況と  
いう個別・具体的な事柄を含むものであることから、答弁を差し控えたい。

また、お尋ねの「納税がなく、政治献金をすることの是非」については、政治資金規正法（昭和二十三年  
法律第九十四号）上、会社が法人税を納税していないことをもって当該会社の政治活動に関する寄附を禁  
止する規定は設けられていないことから、当該会社が自主的に判断すべき事柄であると考ええる。